

町外から
転入した方

賃貸住宅の 家賃助成します！

交付対象世帯

- ①町内の民間賃貸住宅に入居（転入）した世帯
- ②転入日以前、1年以上町外に住所を有していた世帯
- ③町税等を滞納していないこと

転入日から**翌月
末までに**書類の
申請が必要です

※**単身世帯、世帯主が公務員、入居者が
オーナーの2親等以内の親族や従業員の
場合は対象外**



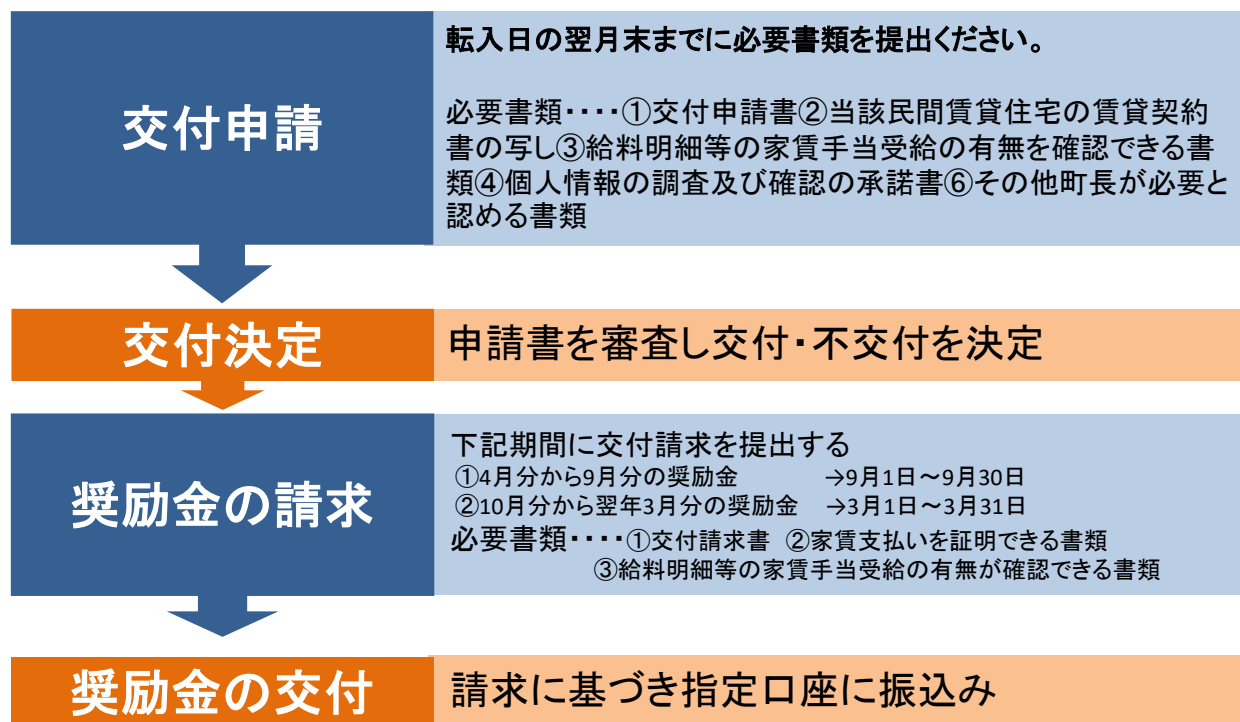
奨励金交付額

- 家賃月額(手当等控除後)の2分の1で上限1万円
(千円未満切捨て)
- 加算額・・・18歳以下の子がいる場合、1名5千円を加算
※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供
- 加算後の金額が支払った家賃の額を上回る場合、家賃
の額を奨励金の金額とする

交付期間・交付回数

- 最大12か月分**を交付します
- 年2回に分けて交付します
(4月～9月分は10月頃、10月～翌年3月分は4月頃交付予定)

奨励金交付額



町内の賃貸住宅情報を 町公式ホームページに掲載しています

町公式ホームページ「TOP」

⇒「こんな時 こんな手続き」の「・引っ越し・住まい」

⇒「住宅・土地情報」

⇒民間賃貸情報、空地空き家情報でご覧いただけます。

※一覧表で所在地、物件情報、所有者の連絡先などを見ることができます。

※お話し合いに町は関与できませんので、当事者同士で行っていただきます。

【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課移住定住促進係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116 E-mail:machi3@town.shimizu.hokkaido.jp